

街クリーン株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和7年 4月～ 男性も育児休業を取得しやすい雰囲気づくり
(上司の理解促進、育休取得のポジティブなメッセージ発信)
- 令和8年 4月～ 育児休業法改正に基づき、有期雇用者も無期雇用者と同等に育休
を取得しやすくする仕組みをつくる

目標2：正社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月10時間未満とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 勤怠システムを導入し残業時間をリアルタイムで把握出来るよう
にし、毎月各部署の状況を共有
- 令和8年 4月～ 業務の優先順位付けと不要業務削減
会議・書類作成など定例業務の頻度や内容の見直し

目標3：子供を持つ従業員への支援制度の充実を図る。

<対策>

- 令和8年 4月～ 従業員のニーズに応じた新たな福利厚生(入学式・卒業式休暇や出
産祝い金など)の制度導入検討
- 令和9年 4月～ 制度の導入と社内周知